### 更別村農業担い手育成センター農業研修事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本村農業の担い手を育成し、農業振興と地域活性化を図るため、更別村農業担い手育成センター(以下「担い手センター」という。)が実施する農業研修事業に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 農業研修生 農業研修を受ける者をいう。
  - (2) 研修農場 農業研修生を受け入れる生産者で、第5条の認定を受けた者をいう。

(農業研修事業の内容)

第3条 農業研修事業の内容は、別記に掲げるとおりとする。

(研修の申込)

第4条 研修を希望する者は、農業研修の区分ごとに別記に定める研修申込書を理事長へ 提出し承認を受けなければならない。

(研修農場の認定)

- 第5条 農業研修生の受入れを希望する者は、研修農場登録申込書(様式第1号)を理事 長へ提出し研修農場として認定を受けなければならない。
- 2 理事長は、研修農場の認定を行ったときは、研修農場認定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(研修先の選定)

- 第6条 理事長は、研修農場から主たる研修先を選定するものとする。
- 2 理事長は、農業研修に必要があると認める場合は、主たる研修農場以外の農業関係団体等を研修先とすることができる。

(新規就農者認定会議)

第7条 理事長は、農業研修事業を円滑に実施するため、新規就農者認定会議(以下「認定会議」という。)を招集し、次に掲げる事項について意見を聞くものとする。

- (1) 実践研修希望者の承認に関すること。
- (2) 実践研修生の評価に関すること。
- (3) 就農計画の認定に関すること。
- (4) 就農研修希望者の承認に関すること。
- (5) その他新規就農に関すること。
- 2 認定会議には、次に掲げる者を招集するものとする。
- (1) 更別村産業課長
- (2) 更別村農業委員会事務局長
- (3) 更別村農業協同組合経営相談部長
- (4) 更別村農業協同組合営農部長
- (5) 更別村農業協同組合酪農部長
- (6) 十勝農業改良普及センター地域係長
- (7) その他理事長が必要と認める者

- 3 認定会議の議長は、担い手センター長があたる。
- 4 認定会議の事務は、担い手センター事務局が担う。

(研修農場連絡会議)

- 第8条 担い手センター長は、農業研修事業を円滑に実施するため、研修農場連絡会議(以下「連絡会議」という。)を招集し、次に掲げる事項について意見を聞くことができる。
  - (1)研修内容に関すること。
  - (2) 研修受入先の選定方法に関すること。
  - (3) その他農業研修事業に関すること。
- 2 連絡会議には、次に掲げる者を招集するものとする。
- (1) 研修農場の登録を受けた者
- (2) 更別村産業課長
- (3) 更別村農業委員会事務局長
- (4) 更別村農業協同組合経営相談部長
- (5) 十勝農業改良普及センター地域係長
- (6) その他担い手センター長が必要と認める者
- 3 連絡会議の議長は、担い手センター長があたる。
- 4 連絡会議の事務は、担い手センター事務局が担う。

(農業研修生への支援)

第9条 理事長は、農業研修生に対し別記に掲げる支援を行うことができる。

(農業研修生受入交付金)

第10条 理事長は、農業研修生を受け入れた研修農場(以下「受入農場」という。)に対し 別記に掲げる交付金を交付することができる。

(交付金等の取り消し)

第11条 理事長は、次の各号の一つに該当すると認めたときは、第9条の支援及び第10条の交付金に係る決定を取り消し、既に交付した交付金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 研修を中止したとき。
- (2) 不正行為により交付金等の交付を受けたとき。
- (3) その他交付条件に違反したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 更別村農業・農村体験受入要領(平成12年3月30日制定)は廃止する。
- 3 更別村新規就農予定者実習受入要領(平成12年3月30日制定)は廃止する。

# 第1 体験研修事業

1 対象者

更別村において、農業体験、農村体験を希望する20歳以上の者とする。

2 研修先

理事長の指定する研修農場等で行うものとする。ただし、概ね1週間を目処に研修先の変更を行なうことができる。

3 研修期間

概ね1週間とし、最長1か月とする。

- 4 研修基準
  - (1) 1日の研修時間は、休憩時間を除き概ね8時間以内とする。
  - (2) 研修期間1週間につき1日以上の自由時間を与えるものとする。
  - (3) 研修中の負傷等は、センターが加入する傷害保険等の給付を限度に負担する。
  - (4) 研修期間中の日常生活に係る費用は、体験研修生の負担とする。
  - (5) 研修期間中の宿泊先は、センターが用意し、宿泊費を負担する。
- 5 体験研修生への支援
  - (1) 作業着・長靴の貸与

作業着及び長靴を研修期間中に限り無償貸与することができる。

(2) レンタカーの貸与

センターで借り上げたレンタカーを研修期間中に限り無償貸与することができる。

- 6 研修由认
  - (1) 体験研修を希望する者は、体験研修申込書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。
  - (2) 理事長は、決定した研修内容及び支援内容を農業研修内容決定書(様式第8号)により、申込者に通知するものとする。
- 7 受入農場への支援
  - (1)体験研修生の受入農場に対し、体験研修生1名につき1日当たり4,000円に実受入日数を乗じた額を体験研修生受入交付金として交付することができる。
  - (2) 体験研修生受入交付金の交付を受けようとする者は、農業研修受入交付金申請書 (様式第9号) を村長に提出しなければならない。
  - (3) 理事長は、体験研修期間終了後に受入農場に対し農業研修受入交付金決定書(様式第10号)により、交付金の決定内容を通知するものとする。
  - (4) 体験研修生受入交付金は、体験研修期間終了後に支払うものとする。

### 第2 実践研修事業

1 対象者

第1の体験研修を受けた者(前条の体験研修と同等の研修実績を持つ者として理事長が認める者を含む。)で満50歳に達するまでに更別村の区域内において新たに農業を営むことを希望する者とする。

#### 2 研修先

理事長の指定する研修農場等で行うものとする。ただし、1期ごとに研修先の変更を 行なうことができる。

#### 3 研修期間

3か月(研修日数が7日未満の月を除く。)を1期とし、継続することができる。ただし、継続は、4期を限度とする。

### 4 研修基準

- (1) 1日の研修時間は、休憩時間を除き概ね8時間以内とする。
- (2) 研修期間1週間につき1日以上の自由時間を与えるものとする。
- (3) 研修中の負傷等は、センターが加入する傷害保険等の給付を限度に負担する。
- (4) 研修期間中の日常生活に係る費用は、実践研修生の負担とする。

### 5 実践研修生への支援

(1) 宿泊費助成

センターで手配した宿泊場所に掛かる宿泊料(食事代を除く。)または家賃(光熱水費を除く。)を負担する。

# (2) 実習費助成

- ① 研修期間中に限り月額12万円(就農を希望する配偶者とともに研修する場合は、 月額15万円。)を実習費助成金として交付する。
- ② 研修を開始または終了する月の研修日数が7日以上15日未満の場合は、当該月分の助成金の額を2分の1とする。
- ③ 研修を開始または終了する月の研修日数が7日未満の場合は、当該月分の助成金を支給しない。
- ④ 助成金は、月末締めの翌月払いとする。
- (3) レンタカーの貸与
  - ① センターで借り上げたレンタカーを研修期間中に限り無償貸与することができる。
  - ② 宿泊場所から研修先までの移動に掛かる燃料費相当額(次の方法により算出した額。燃料費相当額=往復キロ数÷レンタカー標準燃費×月末燃料単価×実研修日数)を交通費助成金として交付する。

#### 6 研修申込

- (1) 実践研修を希望する者は、実践研修申込書(様式第4号)を理事長に提出するものとする。
- (2) 理事長は、決定した研修内容及び支援内容を農業研修内容決定書(様式第8号)により、申込者に通知するものとする。

#### 7 受入農場への支援

- (1) 実践研修生の受入農場に対し、実践研修生受入交付金として月額50,000円を交付する。ただし、研修を開始または終了する月の研修日数が15日未満の場合は、当該月分の交付金の額を2分の1とする。
- (2) 実践研修生受入交付金の交付を受けようとする者は、農業研修受入交付金申請書 (様式第9号) を村長に提出しなければならない。

- (3) 理事長は、受入農場に対し農業研修受入交付金決定書(様式第10号)により、 交付金の決定内容を通知するものとする。
- (4) 実践研修生受入交付金は、月末締めの翌月払いとする。
- 8 就農計画の作成
  - (1) 実践研修生は、研修期間(研修期間を継続している場合にあっては、最終の研修期間。) が満了するまでに、就農計画認定申請書(様式第5号)に就農計画を添付し、 理事長の認定を受けなければならない。
  - (2) 理事長は、就農計画の認定の可否を就農計画認定(不認定)通知書(様式第6号) により、申込者に通知するものとする。
  - (3) 就農計画の認定を受けた実践研修生は、就農研修に移行することができる。

# 第3 就農研修事業

1 対象者

就農計画の認定を受けた者とする。

2 研修先

理事長の指定する研修農場等で行うものとする。

3 研修期間

第2の実践研修期間を含み3年を限度とする。

- 4 研修基準
  - (1) 就農研修生と受入農場は、法令を遵守した労働契約を結ぶものとする。
  - (2)受入農場は、就農研修生に対し月額15万円以上(就農を希望する配偶者がいる場合は、月額18万円以上。)の賃金を支払うものとする。
  - (3) 受入農家は、労災に加入しなければならない。
  - (4) 研修期間中の日常生活に係る費用は、就農研修生の負担とする。
- 5 就農研修生への支援

センターで借り上げたレンタカーを研修期間中に限り無償貸与することができる。

- 6 研修申込
  - (1) 就農研修を希望する者は、就農研修申込書(様式第7号)を理事長に提出するものとする。
  - (2) 理事長は、決定した研修内容及び支援内容を農業研修内容決定書(様式第8号) により、申込者に通知するものとする。
- 7 受入農場への支援
  - (1) 就農研修生の受入農場に対し、就農研修生受入交付金として月額30,000円を交付する。ただし、研修を開始または終了する月の研修日数が15日未満の場合は、当該月分の交付金の額を2分の1とする。
  - (2) 就農研修生受入交付金の交付を受けようとする者は、農業研修受入交付金申請書 (様式第9号) を村長に提出しなければならない。
  - (3) 理事長は、受入農場に対し農業研修受入交付金決定書(様式第10号)により、 交付金の決定内容を通知するものとする。
  - (4) 就農研修生受入交付金は、月末締めの翌月払いとする。